

議案第 86 号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

三田市民病院事業使用料及び手数料条例（昭和47年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の部分べん介助料の款市内患者の項中「75,000円」を「61,000円」に改め、同款市外患者の項中「88,500円」を「74,500円」に改め、同表備考第2項中「30,000円」を「16,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市民病院事業使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。